

【ドイツ】保育の質の向上に関する法律の改正

海外立法情報課 山岡 規雄

* 2022年12月、ドイツ連邦議会が保育の質向上に関する法律の改正を行った。今後、州は、保育の質向上のため、同法が規定する特定分野に連邦の資金を重点的に配分しなければならない。

1 制定経緯

ドイツでは、2018年に「保育の質及び参加の改善のための法律」¹（以下「質向上法」）が制定された。この法律は、保育施設における早期教育・保育の質を向上させ、保育サービスを利用しやすくし、質の向上に関する連邦全体の標準を確立することを目的としていた（第1条）。質向上法第2条では、保育の質の向上のための措置が講じられる活動分野として、①需要に応じた教育・保育サービスの提供、保育時間の延長、②専門職の配置比率の向上、③資格を有する専門職確保への助成、④保育施設の経営の強化、⑤保育施設の室内空間の改善、⑥子供の発育、健康、栄養及び運動の分野における全人教育の推進、⑦言語教育の推進、⑧児童昼間保育（Kindertagespflege）²の強化、⑨保育制度の運営の改善、⑩子供をめぐる様々な課題（配慮を必要とする子供の包摂、両親・家族との協力、性別に関する固定観念からの脱却など。）の克服という10項目が規定された³。また、質向上法と同時に改正された社会法典第8編⁴では、世帯収入等を考慮して保育のための負担額を階層化する義務及び負担が免除される場合が規定された（同編第90条第3項及び第4項）。また、質向上法は、保育サービス利用を容易にするため、社会法典第8編第90条第3項及び第4項の措置の上乗せを支援することもできると規定した（質向上法第2条）。

保育に関する事務は、州の権限事項であるため、上記の措置は、州によって実施される。質向上法第2条では、①から④の活動分野における措置が特に重要であるとされていたが、州に対し、①から⑩の活動分野における措置又は社会法典第8編等に規定する負担軽減措置のうち、いずれかを優先して実施を義務付ける規定はなかった。したがって、連邦からの拠出金全てを負担軽減措置のために使用したメクレンブルク・フォアポンメルン州のような例も見られた⁵。

質向上法第6条は、連邦家族高齢者女性青少年省（以下「連邦省」）が州の措置を監視し、2020年から2023年まで年次報告を行うこと及び当該監視は上記10項目の活動分野ごと、ま

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年1月16日である。

¹ Gesetz zur Weiterentwicklung der Qualität und zur Verbesserung der Teilhabe in Tageseinrichtungen und in der Kindertagespflege (KiTa-Qualitäts- und -Teilhabeverbesserungsgesetz) vom 19.12.2018 (BGBl. I S.2696)

² 「児童昼間保育」とは、「適性」のある昼間保育者（Tagespflegeperson）がその自宅又は児童の監護権者の自宅において行うものをいう。齋藤純子「ドイツの保育制度—拡充の歩みと展望—」『レファレンス』721号、2011.2、p.34。<<https://doi.org/10.11501/3050326>>

³ 泉真樹子「【ドイツ】保育の質の向上及び参加のための法律」『外国の立法』279-1号、2019.4、p.21。<<https://doi.org/10.11501/11265428>>

⁴ Sozialgesetzbuch (SGB) - Achtes Buch (VIII) - Kinder- und Jugendhilfe - (Artikel 1 des Gesetzes v. 26. Juni 1990, BGBl. I S.1163)

⁵ „Kita-Förderung mit Abstrichen.“ *Frankfurter Rundschau*, 2022.8.25. 2019年の質向上法制定の際に改正された財政調整法（Finanzausgleichsgesetz vom 20.12.2001 (BGBl. I S.3955, 3956)）第1条第5項の規定によると、連邦から州への拠出金の総額は、2020年は9億9300万ユーロ、2021年及び2022年は19億9300万ユーロとされた。1ユーロ＝約144.8円（令和5年1月分報告省令レート）。

た、負担軽減措置ごとに行うことを規定した。この規定に基づく監視に関する連邦省の2021年の報告書⁶によると、幾つかの活動分野で連邦全体における平準化の傾向が見られるものの、依然として州間の格差が存在することが示された。

こうした報告書の指摘も受け、重要な活動分野に連邦の資金を重点的に投入するため、州に対し、特定分野の質向上の措置を義務付けるための法改正が行われた。改正案⁷は、2022年10月10日に連邦議会に提出され、同年12月10日に、一部修正を経て可決され、同月16日に連邦参議院の同意を得た。改正法は、同月28日に公布され⁸、2023年1月1日に施行された。

2 改正の主な内容

今回の法改正では、講ずる措置の選択を州に委ねていた法制定時の枠組みを改め、2023年1月から開始する措置については、前述1で示した活動分野のうち、①～④及び⑥～⑧（今回の改正により特に重要である分野に追加された。）を含んでいなければならないとした。社会法典第8編の規定を上回る負担軽減措置については、2022年12月31日まで連邦と州が締結した協定（質向上法第4条に基づき締結されるもので、当該州の行動計画等を内容とする。）の対象となっているものに限り支援することができるとされた（質向上法第2条第1項）。また、2023年までとされていた連邦省の監視を2024年度以降も実施するための改正も行われた（同法第6条）。また、同時に改正された財政調整法第1条第5項では、今後の連邦の拠出金の額について、2023年は18億8400万ユーロ、2024年は19億9300万ユーロと規定された。

3 法改正に関する連邦議会での議論

改正案を審議した連邦議会では、質向上法に直接の規定はないものの、これと密接に関連する連邦の計画が中心的な論点の一つとなった。2022年10月、連邦政府は、「言語—保育：なぜなら言語は世界への鍵であるからである („Sprach-Kitas: Weil Sprache der Schlüssel zur Welt ist“)⁹と題する早期言語教育の助成に関する計画が2022年をもって終了することを公表した⁹。この決定に対し、野党のキリスト教民主／社会同盟は早期教育の軽視であると批判し、左翼党は州・地方自治体や計画により増員された多くの専門スタッフの間に混乱をもたらすものであるとして批判した¹⁰。なお、現在の連立与党が2021年に結んだ連立協定には、当該計画を発展させ、恒常化させると明記されていた¹¹。これに対し、連邦政府側は、今回の法改正は、当該計画が目的としていた内容を州の組織を通じて実現することを可能にしていると反論した¹²。また、従来、質の向上に重点的に連邦の資金を投入していた州が、今後、負担軽減措置に多くの資金を振り向けることができない点が不公平であると批判する意見も見られた¹³。

⁶ Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, *Gute-KiTa-Bericht 2021*, Berlin: BMFSFJ, 2021. <<https://www.bmfsfj.de/resource/blob/190854/22bb3ba945871deccab3ede6803fd420/gute-kita-bericht-2021-data.pdf>>

⁷ BT-Drs 20/3880 <<https://ds.server.bundestag.de/btd/20/038/2003880.pdf>>

⁸ Zweites Gesetz zur Weiterentwicklung der Qualität und zur Teilhabe in der Kindertagesbetreuung (KiTa-Qualitätsgesetz) vom 20.12.2022 (BGBl. I S.2791)

⁹ „Bundesprogramm „Sprach-Kitas“ läuft Ende 2022 aus,“ 連邦議会ウェブサイト <<https://www.bundestag.de/presse/hib/kurzmeldungen-916614>>

¹⁰ „Streit um die frühkindliche Sprachförderung,“; „Mehr Qualität in Kitas,“ *Das Parlament*, 2022.10.17.

¹¹ „Mehr Fortschritt wagen; Bündnis für Freiheit, Gerechtigkeit und Nachhaltigkeit; Koalitionsvertrag zwischen SPD, BÜNDNIS90/DIE GRÜNEN und FDP,“ S.95. 連邦政府ウェブサイト <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/koalitionsvertrag-2021-1990800>>

¹² „Mehr Qualität in Kitas,“ *op.cit.*(10)

¹³ *ibid.*